

個人情報保護法改正案 参院審議へ

個人情報保護法改正案の国会審議に、いっ
なく注目が集まっている。火種となっ
ては、AI（人工知能）開発やビッグデータ活用
を進めるため、本人の同意なく個人データを企
業に提供できるようにする特例だ。何が問題に
なっているのか。

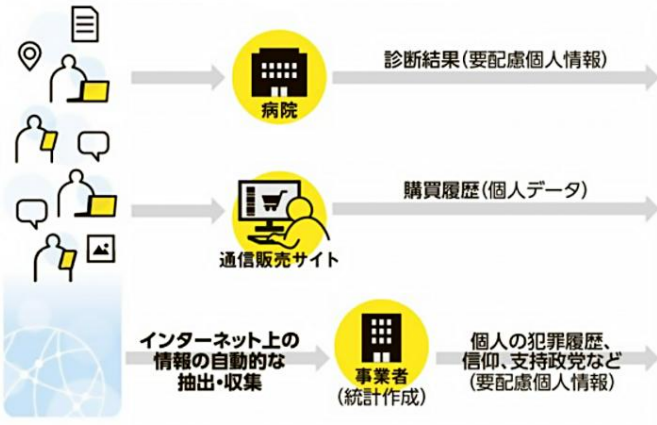
「最悪の選択だ」

8日、東京・永田町で
中道改革連合が開いた会
見で、京都大の黒田知宏
教授は改正案に盛り込ま
れた「特例」を強い言葉
で批判した。黒田教授は
医療情報活用の第一人
者。その教授が「国民の
信頼を損ね、むしろデー
タ流通を阻害する」と懸
念する。

現行法は、事業者が個
人データを第三者に提供
する場合などに原則とし
て本人の同意取得を義務
としている。

事業者 AI 開発や統計作成

本人同意なく使えるようになる情報の主な例



AI 開発に特例 病歴など提供に同意不要

■個人情報保護法改正案の主なポイント

- ・ AI 開発や統計作成目的に限り、個人データを第三者提供する場合などの本人同意を不要に
- ・ 課徴金制度の創設
- ・ 16歳未満の子どもの保護強化のため、データ提供の同意取得などの対象を法定代理人に
- ・ 電話番号、メールアドレス、ブラウザを識別する「クッキー」などについて保護を強化

改正案をつくる過程
で、多くの消費者団体や
医療従事者の団体などか

ら不安の声があがった。
だが、個人情報保護委員
会は「統計処理によつて
個人を特定できない情報
になる。問題ない」との
姿勢を崩さなかった。

4月に国会で法案審議
が始まると、野党から
も厳しい追及が始まっ
た。

論点の一つとなったの
は、個人事業主や海外の
事業者でも簡単に特例の
対象となり、生の個人デ
ータを扱えるようになる
点だ。参入のハードルが
低いため、悪質事業者が
入り込み、集めたデータ
を特殊詐欺などの犯罪に
関わる「匿名・流動型犯
罪グループ（トクリュウ）
」に売却したり、安全管
理体制の整っていない事
業者が漏洩させたりする
リスクも考えられるから
だ。

野党は「万一の場合の
被害を最小限に抑えるた
め、氏名や住所を削除す
るなど加工してから提供
すべきだ」と主張する
が、政府側は「提供元の
事業者の負担が大きくな
る」として応じない。

悪用や漏洩が覚悟した
場合のペナルティーや救
済制度も不十分だ。

今回の改正の検討の早
い段階から、個人情報保
護委員会は、違反した事
業者に金銭的不利益を課
す課徴金制度や、一定の
要件を満たした消費者団

体が被害者に代わって違
法行為の差し止めなどを
行える団体訴訟制度の導
入を提案してきた。いず
れも海外では多くの国の
データ保護法に採用さ
れている。

だが、経団連などが導
入に反対した結果、団体
訴訟制度は見送りに。課
徴金制度はかろうじて導
入されたが、金額や対象
が限定された。漏洩防止
などの違反行為も対象か
ら外されたため、事業者
が個人データを漏洩させ
ても課徴金を課すること
できない。

衆院での質疑で、松本
尚デジタル相はこう答弁
した。「性善説といわれ
ればそうかもしれない。
性悪説で法制度をつくっ
たら何もできなくなる。
」だが、国内大手メーカ
ーの幹部は「お客様との
信頼関係を考えたら、と
てもじゃないがわが社は
使えない。まじめな企業
は使えず、悪徳業者や海
外企業だけが使つ制度に
なる」と嘆く。

生データ扱う事業者が悪用・漏洩リスク

改正案は衆院では可決
したもの、中道改革連
合や参政党、日本共産
党が反対に回っていた。
12日から参院での審議
が始まる。参院では与
野党のバランスが変わ
ることから、法案修正
を求める声が強まる可
能性もある。

（編集委員・若江雅子、福岡龍一郎）

要件を満たした消費者団

体が被害者に代わって違

法行為の差し止めなどを

行える団体訴訟制度の導

入を提案してきた。いず

れも海外では多くの国の

データ保護法に採用さ

れている。

だが、経団連などが導

入に反対した結果、団体

訴訟制度は見送りに。課

徴金制度はかろうじて導

入されたが、金額や対象

が限定された。漏洩防止

などの違反行為も対象か

ら外されたため、事業者

が個人データを漏洩させ

ても課徴金を課すること

できない。

衆院での質疑で、松本

尚デジタル相はこう答弁

した。「性善説といわれ

ればそうかもしれない。

性悪説で法制度をつくっ

たら何もできなくなる。

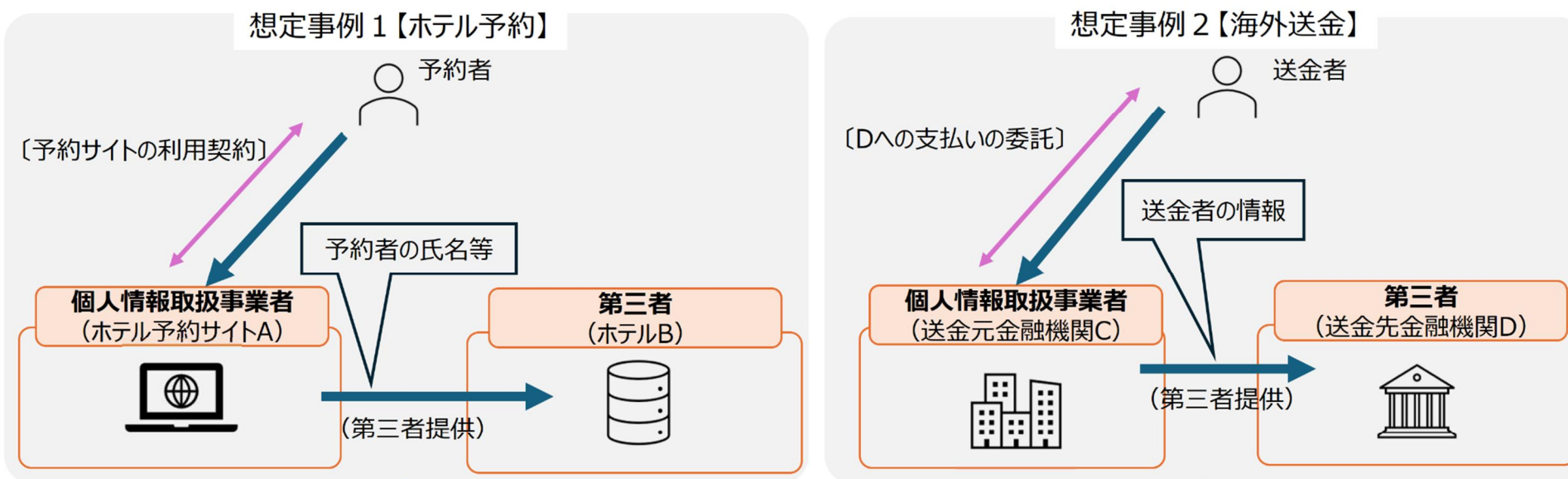
」だが、国内大手メーカ

ーの幹部は「お客様との

信頼関係を考えたら、と

第1 2 (1) 取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を書しないことが明らかな取扱い

- 現行規定では、個人データの第三者への提供（法第27条第1項）等については、例外規定に該当する場合を除き、本人の同意が必要。



- このような場合に行われる個人データの第三者提供は、契約の履行のために不可欠なものであり、本人の意思に反しないため本人の権利利益を書しないことが明らかといえると考えられる。
- このような場合においても、現行規定では、本人から同意を取得する必要がある

個人データの第三者提供等^(※1)が、当該個人データの取得の状況からみて**本人の意思に反しないため本人の権利利益を書しないことが明らかである場合^(※2)**について、**本人の同意を不要とする。**

*1 個人情報の当初の目的外の利用(法第18条第3項)、信仰・病歴・犯罪歴などの差別につながり得る情報(要配慮個人情報)の取得(法第20条第2項)も含む。

*2 具体的な対象範囲は、制度が円滑に運用されるよう、改正の趣旨を踏まえつつ、委員会規則等で定めることを想定。